

事務連絡
平成31年3月29日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局教科書課

学習者用デジタル教科書実践事例集の策定について

学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）等が平成31年4月1日から施行され、学習者用デジタル教科書が制度化されることから、学校現場の教職員の方や、教育委員会において学校教育を担当する職員の方に向けた「学習者用デジタル教科書実践事例集」を策定し、文部科学省ホームページに公開しましたので、お知らせします。

本事例集は、学習者用デジタル教科書の効果的な活用のポイントや学習効果を高める工夫について、デジタル教材や他のICT機器も活用した授業展開を例示しながら紹介したものです。学習者用デジタル教科書の導入や授業での活用方法を検討する際に、文部科学省「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」と併せて御利用ください。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人及び各公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、御周知願います。

掲載ページのURL：

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1414989.htm

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係

電話：03(5253)4111 内線：2576

